

平成25年度 第1回 屋久島山岳部利用対策協議会

会 次 第

日 時：平成25年5月21日（火）

10：00～11：30

場 所：屋久島環境文化村センター レクチャー室

1 開 会

2 協議事項

（1）屋久島山岳部保全募金について

（2）その他

3 閉 会

平成25年度第1回 屋久島山岳部利用対策協議会 出席者名簿

所 属 名	職 名	氏 名	備考
屋久島森林管理署	署 長	米 田 雅 人	
屋久島森林生態系保全センター	所 長	前 田 三 文	
	自 然 再 生 指 導 官	酒 井 昭 則	
環境省 九州地方環境事務所	国立公園・保全整備課長	北 橋 義 明	
環境省 屋久島自然保護官事務所	自 然 保 護 官	加 藤 倫 之	
屋久島警察署	地 域 課 長	鮫 島 隆 二	代理
屋久島町	町 長	荒 木 耕 治	
	環 境 政 策 課 長	松 田 賢 志	
	商 工 観 光 課 長	松 本 薫	
	環 境 政 策 課 自 然 環 境 係 長	木 原 幸 治	
	環 境 政 策 課	岩 川 卓 誉	
屋久島町議会	議 長	欠 席	
屋久島観光協会	会 長	椎 葉 伝 四 郎	代理
	ガ イ ド 部 会 長	渡 邊 剣 真	代理
県レンタカー協会屋久島支部	会 長	欠 席	
屋久島環境文化財団	事 務 局 長	溝 口 正 明	
	事 業 課 長	寺 田 太 久 己	
まつばんだ交通	代 表 取 締 役	藤 山 倉 作	オブザーバー
	取 締 役	大 山 浩 央	
種子島屋久島交通（株） 屋久島支社	所 長	島 崎 初 則	オブザーバー
県自然保護課	課 長	則 久 雅 司	
	主 幹 兼 自 然 保 護 係 長	遠 矢 潤 一	
	技 術 主 査	小 林 龍 一	
県観光課	技 術 主 査	松 村 龍 朗	代理
県屋久島事務所	所 長	西 慎 一 郎	
	総 務 企 画 課 長	小 村 隆 史	
	総 務 企 画 課 主 幹	廻 秀 仁	
	総 務 企 画 課 主 査	繁 昌 豊	

平成24年度第2回屋久島山岳部利用対策協議会 概要

日 時：平成25年3月26日（金）10：00～12：00
場 所：屋久島環境文化村センター レクチャー室

【協議事項】

- | | |
|---|-------------------------------|
| 1 | 平成24年度事業実績及び平成25年度事業計画（案）について |
| 2 | 屋久島山岳部保全募金について |
| 3 | 規約の改正について |
| 4 | 平成25年度会長・副会長の選任について |
| 5 | その他 |

- 1 平成24年度事業実績及び平成25年度事業計画（案）について
 - ・ 別紙計画（案）で了承
 - ・ マナー周知（募金も含む）について、飛行機内で屋久島到着前にアナウンスしてくれる場合としない場合がある。再度、お願いを徹底してほしい。
→ 事務局で対応するよう会長より指示あり。
（3/28付けの文書で、日本エアコミューター宛てに、マナー周知の機内アナウンスについて依頼済み）
- 2 屋久島山岳部保全募金について
 - ・ 登山者数が減っているにもかかわらず、鹿之沢小屋や石塚小屋のし尿量が増えているのはなぜか。
→ 前年度にトイレからくみ置きしたものを今年度に搬出したものがある。また、鹿之沢小屋については、台風でドアが壊れ、しばらくの間に雨水が流入したことが考えられる。
 - ・ し尿搬出業者が島内に2箇所しかないということだが、し尿を山から運び出すのは業者からガイドが請け負ってやっているのが実態である。運ぶ業務が法律上問題がなければ、運ぶ業務を直接ガイド等に依頼した方が経費の削減になるのではないかと。法律上、可能なか不可能なのか調べて欲しい。また、他地域の山岳トイレはどのようにやっているかについても調べて報告して欲しい。
→ 法律及び他地域の事例調査は、町環境政策課、県自然保護課で対応。

※ 業者への依頼は（資料に案を添付）、上記を調べた上で、法律上、2者のし尿業者しかできない場合に依頼することで確認。
（4/5付けの文書で2業者に依頼済み）

 - ・ ガイド部会としては、携帯トイレで100%よいということではない。募金が集まらないという現状の中では、携帯トイレを使用していくしかないというスタンスである。全面的に携帯トイレに移行していくということであれば、部会内でも協議が必要である。
 - ・ 募金については、一番身近にいるガイドが伝えてくれることが一番である。実態はどうか。
→ 1回は必ず言っていると思う。部会でもそのあたりは言っているが、あとはガイドそれぞれである。ガイドの中には、「縄文杉に行く人は高塚小屋トイレを使わない。募金を取りやすいところから取っている。」ということで反発があるのは事実である。

3 規約の改正について

- ・ 原案どおり了承

4 平成25年度会長・副会長の選任について

- ・ 会長については、規約の改正により町長、副会長は会長の指名により、県屋久島事務所長となった。

5 その他

- ガイド部会より、規約について、協議会名は、「屋久島山岳部利用対策協議会」となっているのに、設置目的の中に「利用」という文言がない。利用は含まれないのか。利用について協議ができないのであれば、「保全協議会」と協議会の名称を変えるべきではないかとの提起あり。

→ 様々な意見がでたが、第1条に「持続可能な利用」を追加することで了承。(別紙参照)

- ・ これまでも利用について、全く協議をしていない訳でなく、ケースケースで協議はしてきている。
- ・ 利用の文言を入れることで、いろいろな山の利用についての協議の場となるとおかしい。あくまでも自然環境にかかる保全に関わる利用ととらえるべき。

等の意見あり。

平成24年度事業実績及び平成25年度事業計画について

施策名	平成25年度事業		平成24年度事業	
	事業計画	事業主体	事業実績	事業主体
1 マナー啓発	<p>(1) マナーガイド・リーフレットの作成・配布 マナーガイド約37,000部、携帯トイレリーフレット約15,000部作成して、GWから夏休み終了を中心に交通機関等に依頼して配布。 <配布先> 交通機関(種子屋久高速船 折田汽船 鹿高海運 日本エア通勤ター)、協議会会員、関係機関 など</p> <p>(2) 放送等による啓発 船内・機内にて実施 マナービデオの放映</p> <p>(3) ゴミ持ち帰りキャンペーンの実施</p> <p>(4) 監視指導員等の配置 ・縄文杉周辺 (4月～8月の間に18日間) 林野庁、環境省、県、財団、屋久島町、観光協会・・・各3日間</p> <p>・グリーンサポートスタッフによる巡視活動</p> <p>(5) 山岳部保全募金荒川登山口業務員の配置 ・3月1日～11月30日(9月間)</p> <p>(6) 縄文杉荒川線一般車両乗り入れ規制 ①期間 3月1日～11月30日(9月間) ②チラシ作成 ③看板設置 ④町広報</p> <p>(7) 縄文杉ルート喫煙場所設定に関する自主ルールの啓発</p>	<p>県自然保護課 屋久島町 屋久島環境文化財団 屋久島観光協会 県屋久島事務所</p> <p>各交通機関</p> <p>各関係機関</p> <p>林野庁 環境省 県自然保護課 県屋久島事務所 屋久島町 屋久島観光協会 屋久島環境文化財団</p> <p>林野庁</p> <p>協議会</p> <p>屋久島山岳部車両運行対策協議会</p> <p>協議会</p>	<p>(1) マナーガイド・リーフレットの作成・配布 マナーガイド約37,000部、携帯トイレリーフレット約15,000部作成して、GWから夏休み終了を中心に交通機関等に依頼して配布。 <配布先> 交通機関(種子屋久高速船 折田汽船 鹿高海運 日本エア通勤ター)、協議会会員、関係機関 など</p> <p>(2) 放送等による啓発 船内・機内にて実施 マナービデオの放映</p> <p>(3) ゴミ持ち帰りキャンペーンの実施</p> <p>(4) 監視指導員等の配置 ・縄文杉周辺 (4月～8月の間に21日間) 林野庁、環境省、県、財団、屋久島町、観光協会・・・1～4日間</p> <p>・グリーンサポートスタッフによる巡視活動</p> <p>(5) 山岳部保全募金荒川登山口業務員の配置 ・3月1日～11月30日(9月間)</p> <p>(6) 縄文杉荒川線一般車両乗り入れ規制 ①期間 3月1日～11月30日(9月間) ②チラシ作成 ③看板設置 ④町広報</p> <p>(7) 縄文杉ルート喫煙場所設定に関する自主ルールの計画・啓発</p>	<p>県自然保護課 屋久島町 屋久島環境文化財団 屋久島観光協会 県屋久島事務所</p> <p>各交通機関</p> <p>各関係機関</p> <p>林野庁 環境省 県自然保護課 県屋久島事務所 屋久島町 屋久島観光協会 屋久島環境文化財団</p> <p>林野庁</p> <p>協議会</p> <p>屋久島山岳部車両運行対策協議会</p> <p>協議会</p>
2 縄文杉周辺の立入り禁止措置	<p>(1) 立入り禁止→継続</p> <p>(2) 監視指導及び施設利用方針 展望デッキ混雑時の休憩所等への利用誘導 休憩所・避難小屋 → 食事・休息等</p>	各関係機関	<p>(1) 立入り禁止→継続</p> <p>(2) 監視指導及び施設利用方針 展望デッキ混雑時の休憩所等への利用誘導 休憩所・避難小屋 → 食事・休息等</p>	各関係機関
3 施設整備等	<p>・携帯トイレブース設置(5基：環境省2基、協議会3基)</p> <p>・淀川歩道架け替え</p> <p>・標識の改修</p> <p>・高塚避難小屋及びトイレ改築</p>	<p>環境省・協議会 環境省 環境省 町</p>	<p>・携帯トイレブース設置(5基：環境省2基、協議会3基)</p> <p>・標識の改修</p> <p>・高塚避難小屋及びトイレ改築(準備作業)</p>	<p>環境省・協議会 環境省 町</p>
4 その他	<p>(1) 登山道の整備、維持補修等 ・黒味岳登山道浸食防止工事 ・新高塚小屋公衆トイレ点検・清掃 ・新高塚山外3箇所避難小屋及び付帯トイレ維持管理 ・小杉谷～大株歩道入口 維持補修 ・パイオトイレ、淀川登山口トイレ維持補修</p> <p>(2) グリーンワーカー事業 ・登山道の補修・清掃 ・携帯トイレ普及啓発</p> <p>(3) 荒川登山バスの運行(9月間) ・3月1日～11月30日</p> <p>(4) 荒川登山道安全点検の実施(7月、2月)</p>	<p>環境省 環境省・協議会 県観光課 県観光課 協議会</p> <p>環境省 環境省</p> <p>屋久島山岳部車両運行対策協議会</p> <p>関係機関</p>	<p>(1) 登山道の整備、維持補修等 ・黒味岳登山道浸食防止工事 ・新高塚小屋公衆トイレ点検・清掃 ・新高塚山外3箇所避難小屋及び付帯トイレ維持管理 ・小杉谷～大株歩道入口 維持補修 ・パイオトイレ、淀川登山口トイレ維持補修</p> <p>(2) グリーンワーカー事業 ・登山道の補修・清掃 ・携帯トイレ普及啓発</p> <p>(3) 荒川登山バスの運行(9月間) ・3月1日～11月30日</p> <p>(4) 荒川登山道安全点検の実施(7月、2月)</p>	<p>環境省 環境省・協議会 県観光課 県観光課 協議会</p> <p>環境省 環境省</p> <p>屋久島山岳部車両運行対策協議会</p> <p>関係機関</p>

屋久島山岳部利用対策協議会規約

(設 置)

第1条 近年、屋久島の山岳部への入り込み者の増加に伴い、一部登山者のマナーの問題等により、自然環境への影響が懸念されることから、当該地域の自然環境の持続可能な利用及び保全対策を検討するため、屋久島山岳部利用対策協議会（以下「協議会」という）を置く。

(組 織)

第2条 協議会の委員は、以下の関係機関の代表者により構成する。

林野庁屋久島森林管理署 林野庁屋久島森林生態系保全センター 環境省屋久島自然保護官事務所 鹿児島県自然保護課 鹿児島県観光課 鹿児島県熊毛支庁屋久島事務所 鹿児島県屋久島警察署 屋久島町 屋久島町議会 公益社団法人屋久島観光協会 鹿児島県レンタカー協会屋久島支部 公益財団法人屋久島環境文化財団

(会長等)

第3条 協議会には会長1名、副会長1名を置く。

2 会長は、屋久島町長とし、副会長は会長が指名する。

3 会長は任務を総理し、副会長は会長に事故等があるとき、会長の職務を代行する。

4 会長、副会長の任期は4月1日から翌年3月31日までの1年とする。任期満了の場合の後任者決定までは、なおその職務を行う。

(会 議)

第4条 協議会は必要に応じ会長が召集する。

2 協議会の議長は会長がこれにあたる。

(実務担当者会)

第5条 協議会での議事の円滑な進行を図るため、協議会に関係機関の担当者により構成する実務担当者会を置く。

2 実務担当者会は必要に応じ、会長が招集する。

3 実務担当者会の議長は、あらかじめ会長の指名する者がこれにあたる。

(費用負担)

第6条 協議会の運営に必要な経費については、それぞれの機関において負担する。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、会長の指定する機関に置く。

(その他)

第8条 この規約に定めるものの他、必要なものは別に定める。

附則	1	この規約は、平成 6年	7月14日から施行する。
	2	この規約は、平成 7年	4月17日から施行する。
	3	この規約は、平成 8年	4月18日から施行する。
	4	この規約は、平成10年	6月30日から施行する。
	5	この規約は、平成11年	4月12日から施行する。
	6	この規約は、平成12年	4月18日から施行する。
	7	この規約は、平成20年	3月24日から施行する。
	8	この規約は、平成20年11月	20日から施行する。
	9	この規約は、平成25年	3月26日から施行する。

平成25年度 屋久島山岳部利用対策協議会 委員名簿

所 属 名	職 名	氏 名	備考
林野庁屋久島森林管理署	署 長	米 田 雅 人	
林野庁屋久島森林生態系保全センター	所 長	前 田 三 文	
環境省 屋久島自然保護官事務所	自 然 保 護 官	加 藤 倫 之	
屋久島警察署	署 長	日 高 末 広	
屋久島町	町 長	荒 木 耕 治	会 長
	環 境 政 策 課 長	松 田 賢 志	
	商 工 観 光 課 長	松 本 薫	
屋久島町議会	議 長	小 脇 清 保	
公益社団法人 屋久島観光協会	会 長	中 島 純 和	
	ガ イ ド 部 会 長	満 園 茂	
鹿児島県レンタカー協会 屋久島支部	会 長	中 島 耕 次 郎	
公益財団法人 屋久島環境文化財団	事 務 局 長	溝 口 正 明	
まつばんだ交通	代 表 取 締 役	藤 山 倉 作	オブザーバー
種子島屋久島交通（株） 屋久島支社	所 長	島 崎 初 則	オブザーバー
鹿児島県	自 然 保 護 課 長	則 久 雅 司	
	観 光 課 長	倉 野 満	
	熊毛支庁屋久島事務所長	西 慎一郎	副会長

屋久島山岳部保全募金について

1 募金の収支について

【平成 24 年度収支】

募 金 総 額	19,832,400 円	・・・①
支 出 経 費	22,794,101 円	・・・②
うちし尿搬出経費	19,777,936 円	
その他経費	3,016,165 円	
H24 単年度収支 (①－②)	▲ 2,961,701 円	・・・③
前年度繰越額	6,897,922 円	・・・④
H25 年 3 月末残額 (③＋④)	3,936,221 円	

【募金額の比較】

(単位:円)

		H25(3月末)	H24(3月末)	H23(3月末)
募 金 総 額		19,832,400	17,394,736	17,078,918
募 金 窓 口 別	荒川登山口(業務員分)	14,039,313	14,444,881	12,558,838
	荒川登山口(上記以外)	309,798	260,304	318,090
	淀川登山口	544,318	539,179	431,172
	島内窓口	846,879	723,372	1,196,888
	大口(企業等)募金	4,092,092	1,427,000	2,573,930

【搬出し尿量及び経費の比較】

(単位:リットル, 円)

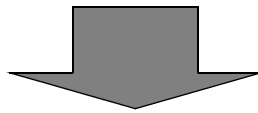
		H25(3月末)	H24(3月末)
高 塚	搬 出 量	3,320	4,200
	経費(単価)	5,677,513 (34 千円)	5,502,979 (26 千円)
新 高 塚	搬 出 量	1,220	2,320
	経費(単価)	3,062,182 (50 千円)	5,127,242 (44 千円)
淀 川	搬 出 量	6,320	7,040
	経費(単価)	6,382,673 (20 千円)	4,646,683 (13 千円)
鹿 之 沢	搬 出 量	1,280	740
	経費(単価)	3,343,073 (52 千円)	1,598,854 (43 千円)
石 塚	搬 出 量	520	280
	経費(単価)	1,312,495 (50 千円)	605,570 (43 千円)
合 計	搬 出 量	12,660	14,580
	経 費	19,777,936	17,481,328

*単価(運搬)は 20 リットルあたり。経費には汲み取り料金が加算される。

2 山岳部保全募金の今後の見込みの修正

(H25.3予測)

	【H23 実績】	【H24 見込】	【H25 見込】	【H26 見込】
募 金 総 額	17,394,736 円	<u>19,200</u> (千円)	18,000 (千円)	18,000 (千円)
支 出 経 費	19,980,934 円	22,860 (千円)	24,500 (千円)	24,500 (千円)
（うちし尿搬出経費）	17,481,328 円	<u>19,778</u> (千円)	<u>18,500</u> (千円)	18,500 (千円)
（その他経費）	2,499,606 円	3,082 (千円)	6,000 (千円)	6,000 (千円)
单年度収支	▲ 2,586,198 円	▲ 3,660 (千円)	▲ 6,500 (千円)	▲ 6,500 (千円)
前年度繰越額	9,484,120 円	6,898 (千円)	3,237 (千円)	—
年度末残額	6,897,922 円	3,238 (千円)	※ ▲ 3,263 (千円)	—



(H25.5予測)

	【H23 実績】	【H24 実績】	【H25 見込】	【H26 見込】
募 金 総 額	17,394,736 円	<u>19,832</u> (千円)	17,500 (千円)	17,500 (千円)
支 出 経 費	19,980,934 円	22,794 (千円)	21,000 (千円)	24,000 (千円)
（うちし尿搬出経費）	17,481,328 円	<u>19,778</u> (千円)	<u>17,500</u> (千円)	17,500 (千円)
（その他経費）	2,499,606 円	3,016 (千円)	3,500 (千円)	6,000 (千円)
单年度収支	▲ 2,586,198 円	▲ 2,962 (千円)	▲ 3,500 (千円)	▲ 6,000 (千円)
前年度繰越額	9,484,120 円	6,898 (千円)	3,936 (千円)	436 (千円)
年度末残額	6,897,922 円	3,936 (千円)	436 (千円)	—

(修正点)

- ・ (H24)募金額実績の増額。(約 60 万円)
- ・ (H25)人件費への緊急雇用対策事業の充当継続による経費負担減。(約 250 万円)
- ・ (H25)し尿搬出経費（搬出単価約 7%減）による減額。(約 100 万円)
- ・ (H25)募金総額（大口募金等の減少）の減額。(約 50 万円)

【前回の会議での意見】

- ・ し尿搬出業務方法の検討。(法令関係, 他県事例)

山岳部トイレの事例（搬出方法等の聞き取り結果）

名称	管理主体	搬出費用負担	搬出方法	備考
富士山頂トイレ	環境省	環境省	ブルドーザー	シーズン中（7～8月）に4回程度搬出。
富士山民間山小屋トイレ	民間	民間	ブルドーザー	山小屋を管理する団体が各自にブルドーザー一業者に依頼して実施。
白雲岳避難小屋トイレ （大雪山国立公園）	北海道	北海道	ヘリコプター	昭和40年頃の設置以来、汚泥の搬出は平成5、6年に1回実施したのみ。（土壌浸透式であるため。）汚泥の削取りが可能な業者に委託した模様。
黒岳バイオトイレ （大雪山国立公園）	北海道	北海道及び協議会 （利用者からの協力金200円）	ヘリコプター	月2回程度、おがくずの入替えが必要で、年1回まとめて搬出を実施。地元で構成される協議会と北海道が費用（ヘリ費用）と人手を負担。（環境省工事使用のヘリを使用。）
中部山岳涸沢公衆トイレ （中部山岳国立公園）	環境省	利用者 チップ1回100円	ヘリコプター	山小屋併設でトイレはチップ制。山小屋の物資搬入に併せて、年に2、3回実施することから、チップ受取額内で処理可能。

○携帯トイレ普及等の事例

【早池峰山（岩手県）山頂トイレ（土壌浸透式）設置の経緯】
 昭和61年 山頂トイレ（土壌浸透式）設置が担おろしを開始。
 平成5年 地元ボランティアの呼びかけ開始。
 平成10年 携帯トイレの使用の呼びかけ開始。
 平成11年 早池峰地域保全対策懇談会設置。
 平成13年 土壌浸透式から汲み取り式へ改善。
 平成20年 (H13処理量1,185kg→H18処理量546kg)
 平成24年 早池峰山山頂避難小屋あり方検討部会発足。
 平成25年 シーズン（6～10月）中、山頂トイレ使用禁止。
 *年間登山者数約2万2千人

【利尻山（北海道）携帯トイレ普及の経緯】
 平成11年 利尻山（北海道）携帯トイレの導入を検討。
 平成12年 地元の元町における携帯トイレの試験的導入。
 平成13年 (トイレットペーパー、FRP、木製)設置開始。
 平成17年 携帯トイレの普及の経緯。
 平成18年 利尻山登山道等維持管理連絡協議会発足。
 *利尻山には既存のトイレがなかった。
 *年間登山者数約7千人

資料 3

H25.0521 平成 25 年度第 1 回

屋久島山岳部利用対策協議会会議資料

【屋久島町環境政策課提出】

山岳部のし尿搬出業務の進め方について

【経緯】

平成 25 年 3 月 26 日に開催された平成 24 年度第 2 回屋久島山岳部利用対策協議会において、屋久島山岳部保全募金について協議された際に、「山岳部のし尿の搬出は許可業者に依頼せず、協議会で直接運ぶ人を雇用する方がコストが安くなるのでは。」等の意見があり、このことにかかる関係法令等の関連性について明らかにするよう求められた。

【現状】

- ① 屋久島町のし尿（くみ取りし尿）の収集、運搬及び処理は、自治事務として、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第 6 条の 2 第 1 項により、「屋久島町一般廃棄物処理実施計画」に従って実施している。
- ② 屋久島町では、経済面や人員体制面等の問題により、直営方式（町の委託方式を含む）によるし尿の収集運搬業務が困難であることから、「屋久島町一般廃棄物処理実施計画」において、し尿の収集運搬については、一般廃棄物処理業許可業者（法 7 条第 1 項で許可を受けたし尿の収集運搬業者：(有)光清掃社、(有)屋久島衛生社の 2 業者）方式を採用している。また、その収集区域の範囲についても、里地と山岳部を区分けせずに、屋久島町内全域（口永良部島を含む。）としている。（里地においては、各家庭及び各事業者がし尿の収集運搬を許可業者に依頼し、許可業者が定めた収集運搬の手数料を支払っている。）
- ③ このようなことから、屋久島山岳部利用対策協議会で実施を決定した山岳部の避難小屋トイレのし尿の収集運搬についても、平成 20 年 4 月から里地と同様に許可業者に依頼している。ただし、その収集運搬の料金については、業務困難な山岳部であり、里地の手数料ではコストが合わないことから、各小屋から各登山口までの収集運搬の手数料単価を許可業者の入札によって決定している。

【町の考え方について（案）】

今回、協議会で提案のあった避難小屋トイレのし尿の収集運搬業務を現在の許可業者方式から直営方式（又は許可業者以外の者に委託）に変更することは、法的には可能ではある。

しかしながら、そのためには、屋久島町において、現行の「屋久島町一般廃棄物処理実施計画」を変更（里地と山岳部との収集運搬業務を区分し、山岳部における各小屋から各登山口までの収集運搬を町による直営方式（委託方式も含む）とする。）する必要がある。また、計画の変更に当たっては、次のような課題があることから、困難であると考えられる。

- ① 屋久島町では、これまで経済面や体制面等の問題により、町によるし尿の収集運搬が困難

であるため、町内全域を範囲とする許可業者方式を採用してきた経緯がある。今回の変更にあたっては、許可業者との調整を図る必要があるが、調整次第では、山岳部だけではなく、里地における許可業者方式にも影響が出る可能性がある。

- ② 町による直営方式（委託方式も含む）に変更した場合、状況把握、搬出人員の確保、安全管理など適正な業務を継続的に実施できるのか。また、今後のトイレの体系がどのように変更されるのか（し尿搬出事業をいつまで継続するか、くみ取りトイレの更新時期、携帯トイレへの移行等）も含めて将来予測を踏まえた検討が必要。（一旦直営方式に変更した後に、直営で実施できなくなったため、許可業者方式に戻すことは難しい。）

以上のことから、避難小屋トイレのし尿の収集運搬業務については、引き続き許可業者方式を採用することとしたい。

<参考>

【「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という）」の規定について】

一般廃棄物の処理等は、法第6条各項（一般廃棄物処理計画）、第6条の2各項（市町村の処理）及び第7条（一般廃棄物処理業）により規定されている。

- 法で規定する一般廃棄物の処理等の形態について（し尿は一般廃棄物に含まれる。）
 - ① 市町村が自らが処理する場合（法第6条の2第1項）＜直営方式＞
 - ② 市町村が委託により処理をする場合（法第6条の2第2項）＜委託方式＞
 - ③ 市町村長の許可を受けた一般廃棄物処理業者が処理を行う場合（法第6条の2第6項、法第7条第1項）＜許可業者方式＞
 - ④ 事業者自らが処理する場合（法第7条第1項ただし書き）
 - ⑤ 事業者が他人に委託をする場合（法第6条の2第6項）

- 一般廃棄物処理業について
 - ① 法第7条第1項により、収集又は運搬を業として行おうとする者は、町長の許可を受けなければならない。

ただし、事業者自らが運搬する場合、廃棄物でないもの、施行規則第2条に列挙されている、（1）市町村の委託を受けて一般廃棄物の収集又は運搬を業として行う者（5）国（一般廃棄物の収集又は運搬をその業務として行う場合に限る。）等は業の許可を要しない。
 - ② 町長は、法第7条第5項各号に適合と認めるときでなければ業の許可をしてはならない。

特に、町による収集又は運搬が困難（町が実施主体となり委託する場合も含む）に適合するかどうか。

（清潔の保持等）

法第5条 土地又は建物の占有者（占有者がいない場合には、管理者とする。以下同じ。）以下略
（一般廃棄物処理計画）

第6条 市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない。

2 一般廃棄物処理計画には、環境省令で定めるところにより、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関し、次に掲げる事項を定めるものとする。

（1）～（3）略

（4） 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項

（5）略

3～4 略

法第6条の2 市町村は、一般廃棄物処理計画に従つて、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分（再生することを含む。以下「略」）しなければならない。

2 市町村が行うべき一般廃棄物（特別管理一般廃棄物を除く。以下この項において同じ）の収集、運搬及び処分に関する基準（当該基準において・・・以下「略」）並びに市町村が一般廃棄物の収集、

運搬又は処分を市町村以外の者に委託する場合の基準は、政令で定める。

3 略

4 土地又は建物の占有者は、その土地又は建物内の一般廃棄物のうち、生活環境の保全上支障のない方法で容易に処分することができる一般廃棄物については、なるべく自ら処分するように努めるとともに、自ら処分しない一般廃棄物については、その一般廃棄物処理計画に従い当該一般廃棄物を適正に分別し、保管する等市町村が行う一般廃棄物の収集、運搬及び処分に協力しなければならない。

5 略

6 事業者は、一般廃棄物処理計画に従つてその一般廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合その他その一般廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、その運搬については第7条第12項に規定する一般廃棄物収集運搬業者その他環境省令で定める者に、その処分については同項に規定する一般廃棄物処分業者その他環境省令で定める者にそれぞれ委託しなければならない。

7 事業者は、前項の規定によりその一般廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、政令で定める基準に従わなければならない。

(一般廃棄物処理業)

法第7条 一般廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域(運搬のみを業として行う場合にあつては、一般廃棄物の積卸しを行う区域に限る。)を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。ただし、事業者(自らその一般廃棄物を運搬する場合に限る。)、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみ収集又は運搬を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。

2～4 略

5 市町村長は、第一項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

(1) 当該市町村による一般廃棄物の収集又は運搬が困難であること。

(2) その申請の内容が一般廃棄物処理計画に適合するものであること。

(3) その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足るものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。

(4) 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

6～12 略

13 一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者は、一般廃棄物処理基準(特別管理一般廃棄物にあつては、特別管理一般廃棄物処理基準)に従い、一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を行わなければならない。

14 一般廃棄物収集運搬業者は、一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を、一般廃棄物処分業者は、一般廃棄物の処分を、それぞれ他人に委託してはならない。

規則第2条 (一般廃棄物収集運搬業の許可を要しない者)

法第7条第1項 ただし書の環境省令で定める者は、次のとおりとする。

1 市町村の委託を受けて一般廃棄物の収集又は運搬を業として行う者

令第4条 (一般廃棄物の収集、運搬、処分等の委託の基準)

法第6条の2第2項の規定による市町村が一般廃棄物の収集、運搬又は処分（再生を含む。）を市町村以外の者に委託する場合の基準は、次のとおりとする。

- 1 受託者が受託業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であること。
- 2 受託者が法第7条第5項第4号イからヌまでのいずれにも該当しない者であること。
- 3 受託者が自ら受託業務を実施する者であること。
- 4 一般廃棄物の収集、運搬、処分又は再生に関する基本的な計画の作成を委託しないこと。
- 5 委託料が受託業務を遂行するに足りる額であること。

〔補足〕

- ①「収集」とは、廃棄物を取り集め、運搬できる状態に置くことをいう。
- ②「運搬」とは、必要に応じて廃棄物を移動させることをいい、積み替えを行うことを含む。
(廃棄物処理法の解説 P20 より)
- ③「業」とは、廃棄物の収集運搬を特定又は不特定の人を対象に社会性をもって反復継続して行うことを意味し、無償で行うか、処理料金を受け取るかを問わない。
(廃棄物処理法の解説 P87 より)

【各小屋毎のし尿の収集運搬に係る単価の推移について】

小屋名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	単価（税込み）	単価（税込み）	単価（税込み）	単価（税込み）	単価（税込み）
新高塚小屋	55,650 円	36,750 円	44,000 円	50,000 円	47,000 円
高塚小屋	36,750 円	30,450 円	26,000 円	34,000 円	31,000 円
淀川小屋	21,000 円	13,650 円	13,000 円	20,000 円	18,000 円
石塚小屋	55,650 円	36,750 円	43,000 円	50,000 円	47,000 円
鹿之沢小屋	57,750 円	42,000 円	43,000 円	52,000 円	48,000 円

平成21年度は雇用対策事業で実施し、安全対策のための交代・補助員も含めた経費も算定していたため、単価が高くなっている。

平成22・23年度は各小屋の搬出予定量を示し、総額で入札した。このことで、搬出量の多い高塚、淀川の単価で価格競争が行われたが、人員確保に支障をきたした。

平成24年度からは計画的に搬出が出来る必要経費に設定するため、各小屋毎に入札を行っている。

縄文杉登山ルートにおける A E D の設置及びその使用について

1 A E D の設置について

県屋久島事務所では、平成 22 年度に、合同庁舎、空港、港などの公共施設内（6カ所）に、A E D（自動体外式除細動器）を設置。

そのうち、縄文杉登山ルートにおいても、「荒川登山口（休憩施設内）」と「大株歩道入口トイレ（2階施設内）」の 2カ所に設置している。

2 これまでの A E D の使用例

(1) 1 例目（屋久島山岳部車両運行対策協議会事務局からの報告）

- ・使用年月日：平成 24 年 7 月 13 日（金）16 時 20 分頃
- ・発生場所：バイオトイレから大株歩道方向に若干進んだ付近（ガイドの間では「エメラルドグリーン」と言われている箇所）
- ・急病者：女性（60 歳代）
- ・発生状況：縄文杉からの下山途中で体調不良を起こし、荒川登山口にある A E D を使用し、救命活動を実施。その後、病院に搬送されたが、死亡が確認された。

(2) 2 例目（ガイドからの報告）

- ・使用年月日：平成 25 年 5 月 1 日（水）時間不明
- ・発生場所：大株歩道入り口からウィルソン株側へ 100m 付近
- ・急病者：女性（年齢不明）
- ・発生状況：縄文杉からの下山途中で体調不良を起こし、大株歩道入口トイレにある A E D を使用し、救命活動を実施。その後、ヘリで麓まで、救急車で病院に搬送されたが、死亡が確認された。

(3) 3 例目（消防組合からの報告）

- ・使用年月日：平成 25 年 5 月 7 日（火）17 時 30 分頃
- ・発生場所：小杉谷の東屋付近
- ・急病者：男性（80 歳）
- ・発生状況：縄文杉からの下山途中で体調不良を起こし、小杉谷の東屋まで 50m のところだったので担いで東屋まで運んだが、その時には心肺停止の状態だった。荒川登山口の A E D を持ってきて、救急隊員が到着するまで蘇生行為を行ったが死亡した。

3 県屋久島事務所からの依頼事項

- ・縄文杉登山ルートにおける A E D の設置場所の周知（荒川登山口及び大株歩道入口トイレ）
※ 来年度のマナーガイドに A E D の設置場所を明記する予定。
- ・A E D を使用した場合又は A E D を使用することができない状態にあることが判明した場合には、県屋久島事務所（電話 0997-46-2211）に速やかに連絡をしてほしい。